

## 岐阜県地域防災計画（地震対策計画）新旧対照表

新	旧	修正理由
目次 略  第1章 略  第2章 地震災害予防  第1節 総則  第1項 防災協働社会の形成推進 1 略 2 推進体制 (1)から(8)まで 略 (9) 被災者支援の仕組みの整備  県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組み）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。	目次 略  第1章 略  第2章 地震災害予防  第1節 総則  第1項 防災協働社会の形成推進 1 略 2 推進体制 (1)から(8)まで 略	防災基本計画の修正に伴う修正
第2項 災害に強いまちづくり  県及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。  県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。	第2項 災害に強いまちづくり  県及び市町村は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。	防災基本計画の修正に伴う修正
第3項 震災に関する調査研究 1 略 2 対策 県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）」など、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年2月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想	第3項 震災に関する調査研究 1 略 2 対策 県では、「岐阜県地震被害想定調査（平成10年3月）」、「岐阜県東海地震等被害想定調査（平成15年7月）」、「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ業務報告書（平成16年8月）」など、「南海トラフ等被害想定調査（平成25年2月）」、「内陸直下地震被害想定調査（平成31年2月）」などの具体的な地震防災対策を策定するために重要な地震被害想	

新	旧	修正理由
<p>定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。</p> <p>県及び市町村は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとする。</p> <p>なお、地震活動の評価、地震発生可能性の長期評価、強震動評価を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</p> <p>第2節から第4節まで 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p><u>県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、災害ボランティア支援協議会等を活用し、当該災害中間支援組織や県域において災害ボランティアセンターの運営を支援する者（県社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努めるものとする。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所については、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(2)から(7)まで 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p>	<p>定に関する調査研究や、地震予知に必要な資料を得るための調査研究等を実施しており、こうした調査研究等の結果を積極的に取り入れ、地震防災対策の充実強化を図ることとする。</p> <p>県及び市町村は、国が減災目標等を設定した大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、国の協力の下、関係機関、住民等と一体となって、効果的かつ効率的な地震防災対策の推進に努めるものとする。</p> <p>なお、地震活動の<u>長期評価</u>を行っている地震調査研究推進本部と連携するものとする。</p> <p>第2節から第4節まで 略</p> <p>第5節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) ボランティア意識の啓発とボランティア活動に参加しやすい環境づくり</p> <p>県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、県及び市町村の社会福祉協議会、日本赤十字社岐阜県支部並びにNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、住民のボランティア意識の啓発及びボランティア活動に参加しやすい環境づくりを行うものとする。</p> <p>県及び市町村は、行政、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p> <p>(2)から(7)まで 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 緊急輸送網の整備</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
1及び2 略	1及び2 略	
<b>3 実施内容</b>	<b>3 実施内容</b>	
(1) 略	(1) 略	
(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保	(2) 緊急輸送道路ネットワークの確保	
緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 <u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ無電柱化の推進を図り、</u> 新規の電柱占用を原則認めないものとする。	緊急輸送道路の管理者は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、整備計画を策定し、その計画に基づき、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上を図る道路整備や橋梁耐震対策、斜面対策等を進めていくものとする。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るために、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 <u>無電柱化の推進を図るとともに新規の電柱占用を原則認めないものとする。</u>	防災基本計画に合わせる修正
県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。	県警察は、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進するものとする。	
(3)から(5)まで 略	(3)から(5)まで 略	
(6) 緊急通行車両の周知・普及	(6) 緊急通行車両の周知・普及	
県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための <u>申出があったときは、災害発生前においても</u> 、当該車両に対して緊急通行車両標章が <u>交付される</u> ことから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前の <u>申出</u> を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	県及び市町村は、輸送協定を締結した民間事業者等の車両について、緊急通行車両標章交付のための <u>事前届出制度が適用され、発災後</u> 、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者等に対して周知を行うとともに、自らも事前 <u>届出</u> を積極的にするなど、その普及を図るものとする。	災害対策基本法等の一部改正に伴う修正
第8節から第10節まで 略	第8節から第10節まで 略	
<b>第11節 避難対策</b>	<b>第11節 避難対策</b>	
1及び2 略	1及び2 略	
<b>3 実施内容</b>	<b>3 実施内容</b>	
(1) 略	(1) 略	
(2) 行政区域を越えた広域避難の調整	(2) 行政区域を越えた広域避難の調整	
県 <u>及び市町村</u> は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、 <u>平時から広域避難等の実施に係る検討をするとともに</u> 、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう、 <u>また、住民へ周知するよう努めるものとする。</u>	県 <u>_____</u> は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう <u>_____</u> 、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう <u>_____</u> 努めるものとする。	一般対策計画との整合を図るための修正
県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	県及び市町村は、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。	
<u>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u>		
県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報	県及び市町村は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報	

新	旧	修正理由
<p>伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難場所・避難所 本則及びア 略 イ 指定避難所の指定</p>	<p>伝達体制の整備に努めるものとする。</p> <p>(3) 避難場所・避難所 本則及びア 略 イ 指定避難所の指定</p>	
<p>指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p>	<p>指定避難所については、市町村は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造及び設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。また、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保を進めるものとする。なお、指定避難所の指定を終えていない市町村については、速やかに指定を終えるよう努めるものとする。</p>	
<p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p>	<p>市町村は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。</p>	
<p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	<p>県及び市町村は、指定避難所となる公共施設等のバリアフリー化や、非常用燃料の確保、及び、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機等の整備に加え、排水経路を考慮した災害に強いトイレの確保や活用を図る。また、男女のニーズの違いや性的マイノリティに配慮した整備を図るとともに、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるものとする。加えて、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p>	
<p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	
<p>市町村は、<u>避難所</u>内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p>	<p>市町村は、<u>指定避難所</u>内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努め、特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとし、県は積極的にその協力・支援を行う。</p>	字句の修正
<p>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>	<p>市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	防災基本計画の修正 に伴う修正
<p>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p>	<p>市町村は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。</p>	
<p>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	<p>市町村は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。</p>	
<p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p>	<p>ウ 避難所運営マニュアルの策定</p>	

新	旧	修正理由
<p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人才の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>エ 略 (4)から(10)まで 略</p>	<p>市町村は、指定避難所の運営を確立するため、避難者（自主防災組織等）、施設管理者との協議により、予定される避難所ごとに、事前に避難所運営マニュアルを策定し、訓練等を通じて避難所や資機材に関する必要な知識等の普及に努めるとともに改善を図るものとする。この際、住民等への普及に当たっては、地域の防災リーダーをはじめ住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努めるものとする。</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応をまとめたマニュアルを別途作成し、適宜更新するよう努めるものとする。</p> <p>また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。</p> <p>市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換_____に努めるものとする。</p> <p>エ 略 (4)から(10)まで 略</p> <p><u>イ 広域避難</u> 国、県及び市町村は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、平常時から広域避難の実施に係る検討、他市町村や事業者等との協定締結、住民への周知に努めるものとする。</p> <p><u>ア 市町村の役割</u> 市町村は、災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、住民等の生命又は身体を災害から保護するため、他の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、その住民等の受け入れについて、県内の他の市町村に協議するものとする。なお、他の都道府県の市町村の区域に滞在させる必要があるときは、県に対し、他の都道府県と協議するよう求めるものとする。</p> <p>市町村は、指定避難所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの住民等を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</p> <p><u>イ 県の役割</u> 県は、市町村から協議の要求があったときは、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市町村からの求めにより、協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言するものとする。</p> <p>県は、災害が発生するおそれがある地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるときに限り、当該機関に対し、運送を行るべきことを指示するものとする。</p> <p><u>ウ 国の役割</u> 国は都道府県から要請があった場合、協議の相手方その他都道府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言するものとする。</p> <p>エ 略 (12) 略</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
		一般対策計画との整合を図るための修正

新	旧	修正理由
<p><b>第12節 略</b></p> <p><b>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 地域ぐるみの支援体制づくり</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、<u>地域住民、NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u></p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、個別避難計画の作成等にデ</u></p>	<p><b>第12節 略</b></p> <p><b>第13節 要配慮者・避難行動要支援者対策</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 地域ぐるみの支援体制づくり</p> <p>ア 略</p> <p>イ 避難行動要支援者名簿</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成しておかなければならない。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>ウ 個別避難計画</p> <p>市町村は、市町村計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、<u>自主防災組織</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めなければならない。また、避難行動要支援者の居住地におけるハザードの状況、当事者本人の心身の状況、独居等の居住実態等を考慮し、優先度が高い者から個別避難計画を作成するものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画に、避難行動要支援者名簿に記載する事項のほか、避難支援等を実施する者や避難場所、避難経路等の事由を記載し、関係者と連携して、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するものとする。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p>	防災基本計画の修正に伴う修正
		防災基本計画の修正に伴う修正
		防災基本計画の修正に伴う修正
		防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
<p><u>ジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p><u>県は、市町村における個別避難計画に係る取組みに関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組みを通じた支援に努めるものとする。</u></p> <p>エ 略 (2) 略 (3) 施設、設備等の整備 ア及びイ 略 ウ 県及び市町村 県及び市町村は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。 <u>県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> エ 略 (4)及び(5) 略 第14節 略 第15節 医療救護体制の整備 1及び2 略</p>	<p>市町村は、市町村計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、当該計画に係る避難行動要支援者本人及び避難支援等を実施する者の同意を得ることにより、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するとともに<u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</u></p> <p>市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。</p> <p>市町村は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。</p> <p>エ 略 (2) 略 (3) 施設、設備等の整備 ア及びイ 略 ウ 県及び市町村 県及び市町村は、要配慮者利用施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するなど、災害に対する安全性の向上を図るとともに、災害時に社会福祉施設等において、一定程度の要介護者等を受入れ可能となるように体制整備を図る。また、災害時における社会福祉施設等との情報収集、伝達体制の確立に努めるものとする。</p> <p>エ 略 (4)及び(5) 略 第14節 略 第15節 医療救護体制の整備 1及び2 略</p>	<p>に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p><b>(11) 災害派遣福祉チーム（DWAT）の整備</b> 県は、災害時の福祉支援体制の整備のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）等の整備に努めるものとする。</p> <p><b>(12) 保健衛生活動</b> 県は、大規模災害時に<b>保健医療福祉活動チーム</b>の派遣調整、<b>保健医療福祉活動</b>に関する情報の連携、整理及び分析等の<b>保健医療福祉活動</b>の総合調整を遅滞なく行うための本部（<b>保健医療福祉調整本部</b>）の整備に努めるものとする。 県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の<b>保健医療福祉活動</b>の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>(13)</b> 略</p> <p>第16節から第18節まで 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1及び2 略</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宅地造成の規制誘導 県及び市町村は、<b>宅地造成及び特定盛土等規制法</b>や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行うものとする。</p> <p>(3) 土砂災害防止事業 国、県及び市町村は、<b>法令に基づき土砂災害警戒区域等</b>、砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。 アからウまで 略 エ 総合的な土砂災害対策 <b>土砂災害警戒区域</b>、及び非常時の避難場所等を記載した<b>ハザードマップ</b>を作成・配布するとともに、<b>土砂災害警戒区域表示看板</b>を設置し、地域住民に対し周知を実施</p> <p>(4)から(9)まで 略</p> <p>第20節から第23節まで 略</p>	<p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1)から(10)まで 略</p> <p><b>(11) 保健衛生活動</b> 県は、大規模災害時に<b>保健医療活動チーム</b>の派遣調整、<b>保健医療活動</b>に関する情報の連携、整理及び分析等の<b>保健医療活動</b>の総合調整を遅滞なく行うための本部（<b>保健医療調整本部</b>）の整備に努めるものとする。 県は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の<b>保健医療活動</b>の総合調整の実施体制の整備に努めるものとする。</p> <p><b>(12)</b> 略</p> <p>第16節から第18節まで 略</p> <p>第19節 災害危険区域の防災事業の推進</p> <p>1及び2 略</p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 宅地造成の規制誘導 県及び市町村は、<b>宅地造成等規制法</b>や都市計画法の開発許可制度によって一定規模以上の宅地造成を許可制度とし、擁壁の技術基準など、宅地の安全確保を図るため規制誘導策を進める。また、宅地造成に伴い、がけ崩れ又は土砂の流出を生ずる恐れが著しい市街地又は市街地になろうとする土地の区域（宅地造成工事規制区域）を指定し、宅地造成に関する工事等について、災害防止のため必要な規制を行うものとする。</p> <p>(3) 土砂災害防止事業 国、県及び市町村は、<b>土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所等）の把握を行い、法令に基づき</b>砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域等を指定し、有害行為等の規制等を行うとともに、次により土砂災害防止事業の推進及び警戒避難に資する情報提供を図るものとする。 アからウまで 略 エ 総合的な土砂災害対策 <b>土砂災害危険箇所</b>、及び非常時の避難場所等を記載した<b>土砂災害危険区域図（ハザードマップ）</b>を作成・配布するとともに、<b>土砂災害危険箇所表示看板</b>を設置し、地域住民に対し周知を実施</p> <p>(4)から(9)まで 略</p> <p>第20節から第23節まで 略</p>	<p>防災基本計画との整合を図るための修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>法律の題名の改正に伴う修正</p> <p>「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正</p> <p>「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<b>第24節 防災施設等の整備</b>	<b>第24節 防災施設等の整備</b>	
1及び2 略	1及び2 略	
<b>3 実施内容</b>	<b>3 実施内容</b>	
(1) 略	(1) 略	
(2) 地震防災緊急事業五箇年計画	(2) 地震防災緊急事業五箇年計画	
ア 略	ア 略	
イ 経緯	イ 経緯	
第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から <u>令和2年度、第6次計画は令和3年度から令和7年度</u>	第1次計画は平成8年度から平成12年度、第2次計画は平成13年度から平成17年度、第3次計画は平成18年度から平成22年度、第4次計画は平成23年度から平成27年度、第5次計画は平成28年度から <u>平成32年度</u>	時点更新のための修正
<b>第25節及び第26節 略</b>	<b>第25節及び第26節 略</b>	
<b>第3章 地震災害応急対策</b>	<b>第3章 地震災害応急対策</b>	
<b>第1節 活動体制</b>	<b>第1節 活動体制</b>	
<b>第1項 略</b>	<b>第1項 略</b>	
<b>第2項 災害対策本部</b>	<b>第2項 災害対策本部</b>	
<b>1 県本部</b>	<b>1 県本部</b>	
県は、県の地域に地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で県知事が必要と認めたときは、災対法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生の恐れが解消し、又は災害応急対策がおむね完了したと県本部長（県知事）が認めたときはこれを廃止する。	県は、県の地域に地震災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で県知事が必要と認めたときは、災対法の規定により県災害対策本部を設置し、災害発生の恐れが解消し、又は災害応急対策がおむね完了したと県本部長（県知事）が認めたときはこれを廃止する。	
なお、本計画に定めるほか地震災害時における警察及び水防の組織は、別に定めるそれぞれの計画によるものとする。	なお、本計画に定めるほか地震災害時における警察及び水防の組織は、別に定めるそれぞれの計画によるものとする。	
(1)から(3)まで 略	(1)から(3)まで 略	
(4) 航空機の運用調整等	(4) 航空機の運用調整等	
県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。	県は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害対策本部内に航空機及び無人航空機の運用を調整する緊急対策チーム（ヘリ統制チーム）を設置し、現地災害対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。	
ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るために、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。	ヘリ統制チームは、警察、消防、国土交通省、自衛隊、DMA T都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るために、活動エリアや任務の調整などを行うものとする。また、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。	
また、 <u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報（ノータム）の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から災害応急対策に従事する航空機の安全確</u>	また、 <u>災害応急対策に従事する航空機の安全確</u>	防災基本計画の修正 に伴う修正

新	旧	修正理由
<p>保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>2から4まで 略</p> <p><b>第3項 略</b></p> <p><b>第2節 ボランティア活動</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 県及び市町村の活動</p> <p>県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする</u>。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の<u>活動環境</u>について配慮するものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p><b>第3節及び第4節 略</b></p> <p><b>第5節 交通応急対策</b></p> <p><b>第1項 道路交通対策</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急通行車両の申出</p> <p>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める</p>	<p>保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>2から4まで 略</p> <p><b>第3項 略</b></p> <p><b>第2節 ボランティア活動</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 県及び市町村の活動</p> <p>県は、大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整等を担う災害ボランティア連絡調整会議を設置し、県社会福祉協議会及び関係団体等と連携して、被災地におけるボランティアニーズを把握し、必要とするボランティア活動の内容、人数等について報道機関等の協力を得て全国へ情報提供し、参加を呼びかける。</p> <p>県又は県から事務の委任を受けた市町村は、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。</p> <p>市町村は、活動拠点となる施設の確保と必要な情報機器、設備等の支援を行うとともに、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<u>中間支援組織</u>（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする</u>。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、市町村主導により片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の<u>生活環境</u>について配慮するものとする。</p> <p>(2)から(5)まで 略</p> <p><b>第3節及び第4節 略</b></p> <p><b>第5節 交通応急対策</b></p> <p><b>第1項 道路交通対策</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 緊急通行車両の確認</p> <p>ア 略</p> <p>イ 緊急通行車両の届出</p> <p>緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、別に定める</p>	防災基本計画の修正に伴う修正

新	旧	修正理由
<p>「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急通行車両であると<u>確認</u>したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」（様式1号）を標章（様式2号）とともに<u>申出者</u>に交付するものとする。</p> <p>エ 事前届出制度 公安委員会は_____、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付するものとする。</p> <p>(6) 略</p>	<p>「緊急通行車両等確認申請書」を、県又は県公安委員会に提出するものとする。</p> <p>ウ 緊急通行車両の標章及び証明書の交付</p> <p>緊急通行車両であると<u>認定</u>したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」（様式1号）を標章（様式2号）とともに<u>申請者</u>に交付するものとする。</p> <p>エ 事前届出制度 公安委員会は、<u>災害応急対策が円滑に行われるよう、事前に災害応急対策に従事する関係機関の届出により、緊急通行車両として使用する車両について事前届出済証を交付するものとし</u>、災害時において、事前届出済証を携行している車両の使用者に対して、「緊急通行車両確認証明書」及び標章を交付するものとする。</p> <p>(6) 略</p>	災害対策基本法施行令等の一部改正に伴う修正
<p>第2項 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地震情報の発表</p> <p>気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「震源・震度情報」及び「長周期地震動に関する観測情報（長周期地震動階級1以上を観測した場合）」を、震度3以上を観測した場合は「震度速報」及び「震源に関する情報」（津波警報又は津波注意報を発表した場合は除く。）を、震度5弱以上を観測した場合は「推計震度分布図」を、顕著な地震の震源要素更新や地震が多発した場合は「その他の情報」を発表・伝達する。</p> <p>さらに場合に応じて、<u>地震活動の状況等をお知らせする</u>「地震活動に関する解説情報」等の資料提供をするものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第8節から第14節まで 略</p> <p>第15節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p>	<p>第2項 略</p> <p>第6節 略</p> <p>第7節 地震情報の受理・伝達</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 地震情報の発表</p> <p>気象庁（岐阜地方気象台）は、県内に設置した観測点で震度1以上を観測した場合は「各地の震度に関する情報」_____を、震度3以上を観測した場合等では「震度速報」、「震源に関する情報」、「震源・震度に関する情報」を、</p> <p>さらに場合に応じて「地震回数に関する情報」、「地震活動に関する解説情報」等を発表・伝達するものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第8節から第14節まで 略</p> <p>第15節 避難対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1)から(4)まで 略</p> <p>(5) 避難場所及び避難所の開設・運営</p> <p>アからウまで 略</p> <p>エ 指定避難所の運営・管理等</p>	気象庁が発表する情報の種類等に合わせた修正

新	旧	修正理由
<p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p>	<p>市町村は、指定避難所の運営があらかじめ定めた避難所運営マニュアル（在宅避難者への対応を含む。）に従って各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したN P O・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の市町村に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	
<p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテイション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	<p>市町村は、指定避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、下水道又は浄化槽の排水経路等を踏まえたトイレの設置・使用可能状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーテイション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、歯科医師、歯科衛生士、保健師、助産師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、感染症予防対策の実施状況、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。</p>	
<p>市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>市町村は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	
<p>県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	<p>県及び市町村は、被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。</p>	
<p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p>	<p>市町村は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努めるものとする。また、外国人への対応について十分配慮するものとする。</p>	
<p>市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	<p>市町村は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、県警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。</p>	
<p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避</p>	<p>市町村は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避</p>	<p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>(6)から(11)まで 略</p> <p>(12) 広域避難</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p>市町村は、<u>災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫した場合であって、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断したときは</u>、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</p>	<p>難所で生活せず食料や水等を受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努めるものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について市町村に提供するものとする。</p> <p>市町村は、自宅や親戚・知人宅等の指定避難所以外への避難者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めることとする。</p> <p>(6)から(11)まで 略</p> <p>(12) 広域避難</p> <p>ア 市町村の役割</p> <p>市町村は<u>_____、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該市町村の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。</u></p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	一般対策計画との整合を図るための修正
<p>イ 県の役割</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p><u>県は、災害が発生するおそれがある場合又は災害発生により危険が急迫した場合であって、地域の住民等を災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、運送を要請するものとする。なお、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正當な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があるとき限り、当該機関に対し、運送を行るべきことを指示するものとする。</u></p> <p>(13)及び(14) 略</p> <p>第16節から第22節まで 略</p> <p>第23節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療等関係機関</p>	<p>イ 県の役割</p> <p>県は、市町村から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。</p> <p>県は、市町村から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行うものとする。</p> <p><u>市町村は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(13)及び(14) 略</p> <p>第16節から第22節まで 略</p> <p>第23節 医療・救護活動</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 医療救護活動</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 医療等関係機関</p>	一般対策計画との整合を図るための修正

新	旧	修正理由
<p>a から c まで 略</p> <p>d 公益社団法人岐阜県歯科医師会 医療救護班の派遣に協力する<u>とともに、公益社団法人日本歯科医師会が派遣する日本災害歯科支援チーム（J DAT）の調整を行う。</u></p> <p>e から g まで 略</p> <p>エ 医療救護活動の原則 医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）・<u>災害支援ナース</u>・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。</p> <p>オからクまで 略</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（J MAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム（J DAT）</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第24節及び第25節まで 略</p> <p>第26節 保健活動・精神保健</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 保健活動 ア及びイ 略 ウ その他 その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。 また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の<u>保健医療福祉調整本部</u>及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支</p>	<p>a から c まで 略</p> <p>d 公益社団法人岐阜県歯科医師会 医療救護班の派遣に協力する_____。</p> <p>e から g まで 略</p> <p>エ 医療救護活動の原則 医療救護活動は、県、市町村の調整のもと、救護所、救護病院、災害拠点病院等の医療機関が連携して実施する。 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）・災害派遣精神医療チーム（DPAT）_____・救護班（以下「災害派遣医療チーム（DMAT）等」という。）を派遣するよう努めるものとする。 なお、被災地では、発災からの時間的経過に応じて医療救護に対するニーズが変化していくため、それに対応した医療救護活動を行う。</p> <p>オからクまで 略</p> <p>ケ 医療提供体制の確保・継続 県は、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（J MAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>_____、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーターは、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p>第24節及び第25節まで 略</p> <p>第26節 保健活動・精神保健</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容 (1) 保健活動 ア及びイ 略 ウ その他 その他災害発生時における保健活動については、別に定める災害時保健活動マニュアルによるものとする。 また、県は、被災都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体の<u>保健医療調整本部</u>及び保健所の総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の応援派遣を行うものとする。</p> <p>(2) 健康課題に応じた専門的な支援の実施 保健活動により把握した健康課題に応じて、こころのケア、歯科保健、要配慮者支</p>	<p>J DAT を3(1)ヶに位置付けることに伴う役割の明示</p> <p>医療法の改正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p> <p>防災基本計画の修正に伴う修正</p>

新	旧	修正理由
<p>援などの専門的な支援を実施する。</p> <p>具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。</p> <p><u>また、県は、市町村、国又は被災都道府県の要請に基づき、避難所の高齢者、障がい者等の生活機能の低下の防止等のため、災害派遣福祉チーム（DWAT）の応援派遣を行うものとする。</u></p>	<p>援などの専門的な支援を実施する。</p> <p>具体的な支援活動については、岐阜県地震災害等医療救護計画に定める。</p>	防災基本計画との整合を図るための修正
<p><b>第27節 清掃活動</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 清掃方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の発生への備え</p> <p>市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体<u>や民間事業者等</u>との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p><b>第28節及び第29節 略</b></p> <p><b>第30節 公共施設の応急対策</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害防止施設の応急対策</p>	<p><b>第27節 清掃活動</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 清掃方法</p> <p>ア及びイ 略</p> <p>ウ 災害廃棄物の発生への備え</p> <p>市町村は、国が定めた災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体_____との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るものとする。</p> <p>県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、災害時の廃棄物の広域処理体制、民間事業者等との連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示すものとする。</p> <p>国、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立や民間連携の促進等に努めるものとする。</p> <p>県及び市町村は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者 等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。</p> <p>また、災害廃棄物に関する情報をホームページ等において公開する等周知に努めるものとする。</p> <p><b>第28節から第29節 略</b></p> <p><b>第30節 公共施設の応急対策</b></p> <p><b>1及び2 略</b></p> <p><b>3 実施内容</b></p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 土砂災害防止施設の応急対策</p>	防災基本計画の修正 に伴う修正

新				旧				修正理由																										
ア 土砂災害警戒区域等の点検、状況把握 県は、市町村と協力して土砂災害警戒区域等のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。 市町村は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。				ア 土砂災害危険箇所の点検、状況把握 県は、市町村と協力して土砂災害危険箇所のパトロールを行い、がけ崩れ、地すべり等の発生の有無、土砂災害防止施設の被害状況を把握する。 市町村は、がけ崩れ、地すべり等が発生した危険箇所の住民に対して、警戒避難体制をとるよう通知するものとする。				「土砂災害危険箇所」の呼称廃止に伴う修正																										
イ 略 (4)及び(5) 略  第31節から第33節まで 略				イ 略 (4)及び(5) 略  第31節から第33節まで 略																														
第34節 津波災害応急対策				第34節 津波災害応急対策																														
1及び2 略	3 実施内容	津波警報等は、「一般対策計画 第3章第8節 警報・注意報・情報等の受理伝達」の系統図に示す経路に準じて、迅速的確に伝達するものとする。	また、県及び関係市町は、釣り人や観光客等様々な環境下にある住民等へ津波 警報が確実に伝わるよう防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、Lアラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話、ワンセグ等のあらゆる手段の活用を図るものとする。	○ 津波警報・注意報の種類	種類	発表基準	発表される津波の高さ 数値での発表 (予想される津波の 最大波の高さ区分)	巨大地震の場合の表現	想定される被害と取るべき行動	大津波警報	予想される津波の 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の 最大波の高さ)	略	巨大な津波が襲い、木造 家屋が全壊・流失し、人は 津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避難してください。	津波警報	予想される津波の 高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の 最大波の高さ≤3m)	略	略	大津波警報	予想される津波の 高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<高さ)	略	木造 家屋が全壊・流失し、人は 津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難 ビルなど安全な場所へ避難してください。	津波警報	予想される津波の 高さが高いところで1mを超えて、3m以下の場合	3m (1m<高さ≤3m)	略	略	津波注意報	予想される津波の 高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であつて、津波による災害のおそれ	1m (20cm≤予想される 津波の最大波の高さ ≤1m)	略	略

新	旧	修正理由						
<table border="1"> <tr> <td>がある場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>津波情報の表及び津波警報の表 略  (2) 略</p> <p>第35節 略</p> <p>第4章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1節から第14節まで 略</p> <p>第15節 公共施設対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 警戒宣言時対策</p> <p>ア 略  イ 河川  河川管理者<u>及び市町村</u>は、必要に応じて応急復旧に必要な<u>水防用資器材</u>の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行う。  <u>市町村は、</u>水防管理者に対し、団の待機を要請し、また自主防災隊に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。</p> <p>ウからカまで 略  (2) 略</p> <p>第16節及び第17節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節から第3節まで 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 方針  被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。  被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、<u>災害ケースマネジメントの実施等により</u>、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	がある場合			<table border="1"> <tr> <td>がある場合</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>津波情報の表及び津波警報の表 略  (2) 略</p> <p>第35節 略</p> <p>第4章 東海地震に関する事前対策</p> <p>第1節から第14節まで 略</p> <p>第15節 公共施設対策</p> <p>1及び2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 警戒宣言時対策</p> <p>ア 略  イ 河川  河川管理者_____は、必要に応じて応急復旧に必要な<u>水防用資機材</u>の備蓄数量の確認及び整備点検並びに水防上注意を要する箇所の点検を行う<u>とともに、</u>  _____水防管理者に対し、団の待機を要請し、また自主防災隊に対し、出動準備体制をとるよう要請するものとする。</p> <p>ウからカまで 略  (2) 略</p> <p>第16節及び第17節 略</p> <p>第5章 略</p> <p>第6章 地震災害復旧</p> <p>第1節から第3節まで 略</p> <p>第4節 被災者の生活確保</p> <p>1 方針  被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずるものとする。  被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう _____、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</p>	がある場合			実施主体の明確化のための修正 字句の修正  防災基本計画の修正に伴う修正
がある場合								
がある場合								

新	旧	修正理由
<p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援</p> <p>ア～カまで 略</p> <p>キ 被災者台帳の作成</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>ク 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第5節及び第6節 略</p>	<p>2 略</p> <p>3 実施内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 被災者への生活再建等の支援</p> <p>ア～カまで 略</p> <p>キ 被災者台帳の作成</p> <p>市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する市町村からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供するものとする。</p> <p>ク 略</p> <p>(3)から(7)まで 略</p> <p>第5節及び第6節 略</p>	防災基本計画の修正に伴う修正